

1章

【問題】(演習／共通問題1)

出典：日崎徳衛『北越雪譜——鈴木牧之』／一橋大学 06年

文章略解

『北越雪譜』の舞台は越後国魚沼郡、言わずと知れた豪雪地帯である。しかし、地元の人々は牧之がこの書を著すまで酷烈な風土と生活を直視することはなかった。彼らは過酷な現実を前に瞑目し、雪を愛でる都の文化の模倣に終始していたのである。牧之の偉業は千年の長きに互って貴族文化の支配下にあった人々を解放したことにあるが、雪国ならではの生活や文化への愛情あふれる言及もあり、今なお我々をひきつけてやまない書である。

解答

問1 A 対照的 B 嘆息 C 際立 D 為政者 E 差異

F 勤勉 G 魅力 H 貫徹 I 書簡 J 曲折

問2 牧之の試みは雪を愛でる都風の文化に対して雪国の現実を突きつけ、固定観念を覆そうとするものだったから。〔50字・解答例〕

問3 地方人が現実に目を塞ぎ都の貴族文化の模倣に終始しているから。〔30字・解答例〕

問4 a 広く、あまねく全国のいたるところ。

b 生き生きと描写すること。

- c 文章を書くのをいとわないこと。
- d 世情に通じていて抜け目のないこと。

文章略解

「自然」という語は「自然環境」を意味する西洋語の訳語となる以前から存在していた。それは元々は名詞ではなく、「おのずから」という意味の副詞であった。したがって古来の日本人は「自然一般」という対象世界を持たず、「もしも」という仮定法的な心の動きを伴ってこの語を用いてきた。西洋の自然が誰にとっても一様に自然であるのに対して、日本の自然は、それを「自然なこと」として感じ取る人々の心の内に存在するものである。

解答

- 問1 ① ㉠ ㉡ ㉢ ㉣ ㉤ ㉥ ㉦ ㉧ ㉨ ㉩ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

問2 山や川や草木など、世界に存在する個別のものをすべて包摂した上位の普遍的概念を形成し、それを人々が認識の対象とすること。〔59字・解答例〕

問3 ありのまま(73行目)

問4 日本語に言う「自然」とは、名詞的な概念ではなく、元来「おのずから」という副詞的な情態性を表すものであった。したがって、人為の及ばない「おのずからそうである」ものに対して人間は不安に似た心の動きを持つことにもなる。この、不安の情態性を言語化する形で「万」「もしも」の意味が生まれた。〔141字・解答例〕

問5 西洋の「自然」とは、個別具体的なものを包摂する普遍的な対象概念を示す名詞であり、したがって誰にとっても一様に認識さ

れる外的な実在である。これに対して日本の「自然」とは、元来「おのずから」「ひとりでに」の情態性を持つ副詞である。したがって日本人は「自然というもの」を一括して捉えずに、個々の具体物を自己の内面的な心の動きを捲き込んで捉えてきた。その意味において、日本の「自然」は内的な実在なのである。(199字・解答例)

解説

問1 空欄補充を考えていくやり方の一つとして、その空欄部分についての「言い換え・説明部分」「対比・並列部分」などを問題文中に探し、そこから空欄の内容を推測していくという方法がある。

①については、この部分を含む「**①** 的個物」が、「しかし」(44行目)以下の文の中の「普遍的対象概念」(46行目)と対比されていることから考えたい。「普遍的」な概念と対比されるべきは「個別具体的なもの」ということになる。というわけでこの解答は3。

②については、これが直前の「労働、芸術、宗教など」の「行為」に共通する性質であるということと、①で検討したところの「具体的個物」と並列されていることから考えたい。「労働、芸術、宗教」などの「具体的な行為」を意味する語……というのを選択肢群の中に探していくと、5の「実践」がこれに相当する。1では芸術にしかあてはまりにくい。

③については、この部分の直前・直後だけで推測するのは少々難しかったかもしれない。ここで言う「日本の庭園」のあり方は、後に「日本の庭園は自然に対して表意的である」(66行目)とまとめられている。この内容と空欄の前後とを合わせて考えてみるとよい。「天地山水」を配置することで何らかの意味を示そうとする態度は、6の「象徴」という語で説明されるのが最も適切であろう。

④については、直後に「イギリス式庭園が本来の自然のコピーとして……」とあるところに注目できれば容易であろう。ここが空欄を含む部分の言い換えになっている。「コピー」とは「そのまま写すこと」。これに相当するのは1の「写実」。

問2 「具体的に」という設問の指示は「この場面の個別の状況に即して」という意味であり、決して「具体例を挙げること」とイコールではないことをまず肝に銘じておこう。

ここでは、傍線部分に続く記述の中で、この『「自然一般」という対象世界』が日本人には「存在しなかった」ことがより詳細

に述べられている。「……それらを下位概念として包摂する上位概念としての『自然』、それらを組み込み、配列する枠組としての『自然』が、普遍的対象概念として形成されるには至らなかつた」(45～46行目)の部分に言う①「それら」の内容を明示し、あとは②この部分の記述の意味するところを解答欄の大きさの範囲に収まるように抽出していけばいい。

①については、「山」「川」「草木」などの「具体的個物」を指摘すればよからう。②については、そうした具体的個物を包摂する上位概念であり、人々の普遍的認識対象であることが押さえられていけばいい。

以上①・②点の含まれた解答ならばOK。

問3

傍線部分の「自然さ」の使われている文脈を検討していくことから解答を探す手がかりが得られる。ここで述べられているのは、日本人が「自然のひとつまひとこま」を「自己の主観的情態性の面」で「感じとる」、そのやり方としての「自然さ」である。このように読み込んでから、問題文の中に、「日本人が自然を自らの情態で感じとるやり方」を述べている部分を探していく。具体的には「日本人」「感じとる」の二語に注目していくといい。

「感じとる」という動詞はこの部分以外には最終段落に二箇所登場する。「日本の自然は、心の一種の緊張感においてそれを自然として感じとる個人を……」(71行目)と、「一切の束縛を離れたありのままの自在性において感じとっている」(73～74行目)の二箇所である。この部分から「自然さ」に近似した意味を持つ単語を抜き出すならば、後者のうちの「ありのまま」にならう。

なお、「私たちの祖先は自然を『あはれ』と感じ、そこに無常を見て取っていた」(52行目)という記述もこれに近いニュアンスである。この「あはれ」も解答の候補となるかもしれないが、これはその前の「この情感において」という記述との適合性において「ありのまま」にやや劣る。傍線部分に言うのは「『自然さ』という情感」であり、ここでいう「自然さ」とは「情感」のうちのひとつである。しかしながらこの部分では「この情感(＝一種不安にも似た情感)において……『あはれ』と感じ」となっているのだから、「あはれ」は「情感」そのものではない、ということになる。

問4

傍線部分に言う「万一、もしも、不慮のこと」の意味を「自然」が持つようになったことの経緯は、「この不安の情態性がきわめて強調された形で言語化されたものが『万一のこと』、『不慮のこと』を意味する『自然』の用法であろう」(53～54行目)とまとめられている。最終的にこの内容にまとめる①のように、前提的な説明を考えていこう。

ここに言う「この不安の情態性」とは、その前段落で説明されているように、日本における「自然」が「自己の内面的な心の動きを捲き込んだあり方」(50行目)であることに基づく(B)。

それは、さらに遡るならば、日本語の「自然」が「おのずからそうなる」「ひとりでにそうなる」というような副詞的な意味合いを持つ(15～16行目)ことにつながってくる(C)。

この三点を、設問の指示どおりに「筆者の見解に即して」説明していこうとするなら、問題文の叙述の順序どおりにC→B→Aの順に述べていくのが得策であろう。

以上三点が順序立てて述べられている解答ならばOK。

問5

前問で検討したとおり、日本語の「自然」は副詞であり、「けっして名詞」としては用いられてこなかった(5行目)のである。

これは、問題文中でも「特に重要なこと」(4行目)であると述べられている。これに対して西洋の「自然」とは名詞なのである。ここが解答の核となろう。

ここを核としてそれぞれに説明を肉付けしていく。西洋における「名詞」としての「自然」は「客観的・超越的な対象一般」(40行目)であるのに対して、日本における「副詞」としての「自然」は「自己の主観的情態性」(47行目)に関連するものである。このような内容が添えられていけば説明として過不足はない。

なお、このように「相違」「対比」の説明を要求してくる設問に対処するには、あらかじめ解答の外枠を決めておくといよい。たとえば、この設問ならば、以下のような形があり得よう。

《西洋の「自然」は「A」である。対して日本の「自然」は「B」である。》

この「A」「B」の部分に前述の内容をそれぞれ当てはめていくようにすると、制限字数内でまとまった説明を書くことができる。なお、その際には双方の「分量は等しく、内容は対比的に」と心がけておこう。

現代語訳

六条修理大夫顕季卿(「藤原顕季」)は、東国のほうに土地を領有し支配している場所があった。館の三郎義光(「源義光」)は、「その土地の所有権を」奪おうとして争った。大夫(「顕季卿」)の(ほうに土地を領有する)道理があったので、(顕季卿は)院(「白河上皇」)に(訴え)申し上げなされる。「簡単に、彼(「義光」)の(土地の所有権を)奪おうとする争いをやめさせなされるに違いない」と(顕季卿は)お思いになったが、すぐには決着がつかなかったため、(顕季卿は)不安にお思いになった。

(顕季卿が白河上皇の)御所に参上なさったときに、(周囲に人がいなくて)静かであったとき、(白河上皇は顕季卿を)近くにお呼び寄せになって、「そなたが訴え申している東国の荘園のことは、今まで(私が)決着をつけないので、期待外れで残念だと思っているか」とおっしゃったので、(顕季卿は)恐縮していらしたが、(白河上皇が)度々お尋ねあそばすので、自分の(ほうに土地を領有する)道理がある旨をそれとなく申し上げなさったところ、(白河上皇はそれを)お聞きあそばして、「(そなたが訴え)申すところはもったいなくても、私が思うのは、(そなたは)あそこ(「東国の荘園」)を手放して、彼(「義光」)に与えよ(ということだ)」とおっしゃったので、(顕季卿は)意外で不審だと思って、しばらく何も申し上げないで控えていたところ、「そなたの身にとっては、あそこ(「東国の荘園」)がないとしても不自由しないはずだ。(そなたには東国の荘園以外に)任国もあり、官位もある。言ってみれば、あの場所がどれほどのこともない。(それに対して)義光は、あそこ(「東国の荘園」)に命をかけているということを示している。彼(「義光」)が気の毒なのではない。そなたがかわいいのである。義光は野蛮人(「情趣を解さない、都から遠く離れた土地に住む者」)のような者(で)、思慮もない者である。心穏やかでなく思うようなことにまかせて、夜、夜中であろうが、大通りを通るときであろうが、どのような災いでも行おう(「何らかの危害を加えよう」と決意したならば、そなた自身にとって、はなはだしい重大事ではないか。(そなたの)身がどうこうなるようなこともそれはそれとして、情けない(男の)例として(世間から)言われるに違いないのだ。道理にかなうように言うとしても、愛する、憎むの区別をつけて(どちらかに)裁定しようとしても、それぞれ(そなたに有利に)裁定できるようなことであるけれども、この(そなたの安全と名誉の)ことを考えて、今まで決着をつけないのである(「自分で義光に荘園を譲

ると伝えなさい」と、(白河上皇からの) お言葉があったので、(顯季卿は、恐縮し喜んで、(感激の) 涙を落として(御所を) 出ていった。

(顯季卿は) 屋敷に帰り着くやいなや、義光を、「申し上げねばならないことがある」と言って、呼び寄せたところ、(義光は)「人を迷わそう(「私をだまそう」となる殿が、どのような用事でお呼びになるのか」と言いはしたものの(顯季卿邸に) 参上したので、(顯季卿は) 出て対面して、「あの莊園のことを申し上げようと思って、(呼び出しの) 通知をさせたのです。この(領地係争の) こと(に) 関しては、道理の行き着くところは(すでにあなたに) 申し上げましたけれども、よくよく考えますと、自分にとっては、あ(の) 東国の莊園) がなくても、不自由するはずのことはありません。(でも) あなたにおかれては、あ(の) 莊園) を頼りにしているということなので、本当に気の毒だと申し上げようと(思っ) て、(私の屋敷までいらしてくださるように) 申し上げたのです」と言って、権利放棄書(「東国の莊園を譲る旨を記した証文」)を書いて(義光に) お与えになったので、義光は恐縮して、侍所(「家来たちが詰める所」)に立ち寄って、懐紙に(「義光」と自分の名前の漢字) 二字を書いて、(顯季卿に) 献上して出ていった。

その後、(義光は) もっともらしく(家臣として) 昼などに参上し(顯季卿に) 仕えることはなかったけれども、(顯季卿の) すべての外出時には、どんなふうにも耳にしたのだろうか、思いもかけず、(顯季卿が外出なさることを) 誰も知らないときでも、(顯季卿の) 鎧を着ている者が五、六人いないときはなかったのだ。「誰だ」と(顯季卿が自分の従者に命じてその武士たちに) 尋ねさせると、「館刑部殿(「義光」の随兵(「供として連れる兵士」)であります」と言って、どこであつても(顯季卿の) 身を離れなかった(顯季卿は) この(随兵の) 返事を聞くにつけても、もし(義光が自分のことを) 悪く思ったならば(大変なことになるところだった) と、胸がつぶれる思いで、院(「白河上皇」)の御恩がもつたいたく思ひ知らされるにつけても、「よくぞ(東国の莊園を) 手放して(義光に) 与えたことだ」とおっしゃったという。

このような事例を聞くにつけても、必ず(人に自分を) 頼りに思わせるような人(「人から頼りにされるような人」)は、たとえ一度は恨めしく辛いことなどがあつたとしても、恨む心をあらわにせず、その処置の仕方に思いをめぐらさなければならぬということである。

問1 a (館の三郎) 義光 b 東国の庄 c (館の三郎) 義光

d 東国の庄 e (館の三郎) 義光

問2 ① おまえが訴え申すことはもつともだけでも

② おまえの身にとっては、その東国の荘園がないとしても不自由しないはずだ。

④ 顕季は自宅に帰り着くやいなや

⑤ あなたは、あの荘園を頼りにしているということなので、本当に気の毒だと申し上げようと思って、私の家までいらしてくださるように申し上げたのです

問3 東国の荘園を所有する道理は顕季にあるが、その荘園がなくても顕季は困らないことでもあり、土地の所有権を奪うために争う

義光の主張をなまじ退けると、顕季の身と名誉が傷つけられるのではないかと恐れたから。〔98字・解答例〕

問4 顕季の家来になるといふ義光の意志。

問5 義光から危害を加えられることもなく命拾いをしたという、安堵の気持ち。〔34字・解答例〕

問6 顕季の、白河院の言葉を素直に聴き入れて土地所有の欲を捨て、義光に土地を譲り無用な争いを避けようとした、道理より現実

の人間関係を優先させるような、人間的で思いやりあふれた大人の態度。〔90字・解答例〕

出典：『太平記』巻第三十五〈北野通夜物語の事付けたり青砥左衛門が事〉の一節／東京都立大学

現代語訳

そうこうしているうちに、やはり遠国の守護・国司・地頭・御家人は、どのような無道猛悪がいて、他人の所領を横領し、人民百姓を悩ますのだろうか。自分自身で諸国を巡って、この声（＝彼らに苦しめられている人々の声）を聞かなければ（よい政治は）かなうまいと（思っ）て、最明寺の時頼禅門は、こっそりと姿を目立たなくして、日本全国を修行しなさるうちに、ある時摂津の国にある難波の浦に到着した。

（その難波の浦で）塩水を汲んで（製塩の仕事をして）いる海士の行いなどを御覧になるにつけ、（為政者たる自分が）我が身の安楽を考えていては、一日も生きていけないだろうという道理をますます感じて、もうすっかり日も暮れたので、荒れている家の垣根もまばらに（隙間があり）軒も傾いていて、時雨も月（の光）もさだめし漏るだろうと見える家（＝荒廃した家）に立ち寄って、宿をお借りなさったところ、（その家の）中から年老いた尼君が一人出てきて、「あなたに宿をお貸し申し上げることは簡単ですが、私の家には藻塩草以外には敷く物もなく、磯菜以外に差し上げられる物もございませんので、かえってあなたに宿をお貸し申し上げてもその甲斐がございません」と言い訳したが、「そうであっても日もすっかり暮れてしまった。また（これから）行かねばならぬ里も遠いので、是非とも（あなたの家で）一夜を明かしたいのです」と、あれこれ乞い願って（そこに）泊まった。（そのような）旅寝の寢床に秋（の夜）も更けてきて、（難波の）浦から吹いてくる風が寒くなる（＝感じられる）に従って、（粗末な）葦屋で（葦の一節ではないが）一夜を横になりかねて明かした。

朝になったので、主人の尼君が自らしゃくしを取っ（て飯を盛っ）ている音がして、椎の葉を折って敷いたものの上に、乾飯を盛って（奥から）出て来た。（その尼君の姿が）かいがいしくは見えるけれども、このような炊事などに馴れている人とも見えないので、（時頼は）不思議に思われて、「どうしてお家の中に召し使われている人がいないのでしょうか」と質問なさったところ、尼君は泣きながら、「さようでございます。私は親からの譲渡を得て、このあたりの（土地の）一部分の領主（＝一分地頭）でございましたが、夫にも先立たれ、子供にも（死に）別れて、頼るものない身の上となってしまうした後、総領（＝一分地頭の上に立つ地頭）の某と申す人

物が、鎌倉幕府に仕えているという權威を笠に着て、(私から)先祖代々の官職や所領を奪い取ったのですが、(宮廷や幕府のある)京や鎌倉に参つて、訴えを申す代理人もおりませんので、この二十年あまりに貧しくまた孤独な身の上に零落して、麻の衣の「あさ」ではないが嘆かわしく(「あさましく」、垣穂の柴の「しば」ではないがしばしばも、生きながらえることのできる気持ちもございませんで、袖がしきりに濡れる露の(ようなはかない)身が、(かろうじて)消えない間(は生き延びよう)と(思つ)て世を渡つていきます。朝食をととのえる煙(も絶えそうない暮らしの)心細さを、ただ推し量つてください」と、詳しくこれ(「この事情」を(時頼に)語つて、むせび泣くのであつた。

行脚の僧(「時頼」は、しみじみとこれ(「尼君の話」)を聞いて、余りに可哀想に思われて、箱形のつづらの中から小さな硯を取り出し、仏前にある猷花用の机の上に立っていた位牌の裏に、一首の歌をお書きになつた。

難波潟……難波潟の引き潮に(よつて岸から)遠い(水面に照っている)月の光が再び元の江に(戻つてきて)照らないことがあるでしょうか、いやそんなことはない。(そのように、一度はあなたの元を離れた所領も再びあなたのものになり元通りに)住まないことがあるでしょうか、いやそんなことはない

時頼禅門は全国行脚が終わつて、鎌倉にお帰りなるとただちに、この位牌(を)持っている者(を)呼び出し、横領した地頭の所領を没収して、尼君の本来の所領に加えて、これ(「地頭から没収した所領」)をお与えになつた。これ以外にも(時頼は)行く先々で、人の善悪を問い尋ねて、詳しく(そのことを)記録されたので、(鎌倉に帰つてから)善い行いをした人物には褒美を与え、悪い行いをした人物には罰を加えられたことは、(二つ二つ)取り出して数え上げることができない(くらいに多い)。こういうわけで、国には守護・国司、在地には地頭・荘園主が、權威はあつても我がままな振舞いをせず、人目につかなくても悪事をはたらかず、(その結果)世の中は素朴で飾り気がない状態になり、民衆の家々も豊かになつた。

解答

問1 (ア) あま (イ) しぐれ (ウ) よもすがら (エ) なにがし

問2 為政者が安楽な生活をしていては庶民の困窮を救えないという道理。〔解答例〕

問3 あなたに宿をお貸し申し上げるとは簡単だけれども、私の家には藻塩草以外には敷く物もなく磯菜以外に差し上げられる物もございませんので、かえってあなたに宿をお貸し申し上げてもその甲斐がございません〔解答例〕

問4 C 食事を作ること E 地頭から没収した領地

問5 a ウ b ア c イ d エ 問6 (1) 明かしける〔9行目〕 (2) 明かしけれ

問7 時頼禅門が尼公に、総領に奪われた彼女の所領が必ず元通りに回復され、再び住めるようになるということ。〔49字・解答例〕

解説

問1 読みの問題は意味の理解と切り離せないものと心得てほしい。(ア)「海土あま」は、海で生計を立てている人、の意。漁師。漁夫。「海人」・「蟹」とも書く。また、「海女」と書けば、海で貝や海藻を採る女性に限定される。(イ)「時雨しぐれ」は、秋から冬にかけて、降ったりやんだりする小雨のこと。「時雨しぐる」(ラ行下二段活用動詞)から転成して名詞となったもの。(ウ)「終夜よもすがら」は、夜通し。一晩中。日没から夜明けまでの連続した時間帯をさしている言葉。「すがら」は接尾語で、の始めから終りまで、の中間ずっと、の意。「道すがら」は道の途中、道中のついで、の意となるが本来は同じものである。「夜もすがら」を、意を汲んで「終夜」と表記したため特殊な読み方となった。「終日ひねもす」は対義語で、一日中の意。(エ)「某なにかし」は、名を知らない場合や明らかにする必要がない人・物・場所などを指している言葉である。誰それ、何とかいう。どこそこ。人称代名詞としての用法が実際は多い。ここもそのケース、また、男性が自分のことを謙譲の気持ちで込めて、私、小生、などというような用法もある。ただしこの用法は中世以降「それが

し」に取って代わられた。

問2 傍線部の内容説明問題。説明といっても傍線部という対象を的確に捉えることが基本であるから、現代語訳と同じやり方で品詞

分解することからはじめて、最終的には現代語訳とは異なる表現形式でまとめるようにすればよい。傍線部は「身／を／安く／し／て／は、／一日／も／叶ふ／まじき／ことわり」と分解される。全体は「ことわり（＝道理）」でまとまる連体修飾句構造になっている。前半部「身を安くし」は特に難解な語を含まないが、動作主体が省かれている。ここは「塩汲む海士のわざどもを見給ふ」の「時頼禅門」が主体である。「ては」は、「～ていては」、「～ていたら」などの仮定表現。「一日も叶ふまじき」は「一日もいき／ていけなйдらう」の意。「叶ふまじき」は訳出の難しい箇所だが、「叶ふ」の語義「期待される事柄にちょうど合うようになる」を「存在できる（＝生活していける）」のように、庶民を主体と考えるとよい。すなわち、(時頼)「(自分が)身を安くしては、(庶民は)一日も叶うまじ」という構文としてとらえることである。「まじき」は助動詞「まじ」の連体形であるが、『まじ』＝『べし』＋打消』の公式によって訳出を楽にしておく。「べし(当然又は可能)＋打消」＝できないにちがいない、のように。さて、最後に現代語訳をふまえて、現代語訳とは一線を画した説明にまとめよう。先に述べた通り、傍線部Aの内容は「道理」「論理」でなくてはならないから、会話体での訳を改めて「為政者」と「庶民」という主体の組み合わせに変え、「一日も」のような具体的表現を避ける工夫をこらせば、付かず離れずというもくろみ通りの説明形式に生れかわるのである。傍線部という対象の明確な説明とはかくのごときものでなければならない。

問3 傍線部現代語訳の問題。対象部分がかきわめて長いが、基本的な方法は変わらない。まず品詞分解をして、語句を把握し、次に文

脈に叶う最適な表現を選択したり、必要な語句を補ったりして完成させる。ただし、傍線部Bはきわめて長いので、全体を三分してそれぞれをわかりやすく訳し、最後に全体として統一感のある、くどすぎない訳文にすれば良いだろう。「宿／を／貸し／奉る／べき／事／は／安けれ／ども」。「誰が」「誰に」「宿を貸」すのかを考えること。また「奉る」(謙譲語)の訳出を正しく行うこと。「べき」は意味の中心は「当然」だが、臨機応変に訳す。ここは訳出すれば「～はずの」。まとめると、「私があなた様に宿をお貸し申し上げるはずのことは容易だけれども」。次は、「藻塩草」なら／で／は／敷く／もの／も／なく、／磯菜／より／ほか／は／参らす／べき／もの／も／侍ら／ね／ば、。」「～ならでは」は、「～以外には」の意。現代語にも「～ならでは」の(＝)特有の、

独特の)という表現がある。「〜よりほかは」も類似表現。同一表現をくり返して単調にならないようにしたものである。現代語訳でもその点に配慮しよう。「参らす」は一語である。謙譲語で本動詞「〜(を)さし上げる」の意。「べき」は、この文脈では打消「〜ね(＝ず)ば」と通じていて「可能」の意。「べし」+打消の場合、「べし」は可能の意になりやすい傾向がある。これも覚えておこう。「侍ら」はラ行変格活用動詞「侍り」の未然形で、ここは本動詞。「ね」は打消の助動詞「ず」の已然形。「侍らねば」全体で「ごいませんので」と訳出できる。この「藻塩草ならでは〜侍らねば」全体をわかりやすく言葉を補って訳すと「私の家には藻塩草以外には敷く物もなく磯菜以外にあなた様に差し上げることの出来る物もごいませんので」。最後に「なかなか／宿／を／貸し／奉つ／ても／かひなし」。「なかなか」は「かえって」の意。「奉つ」は、ラ行四段活用動詞「奉る」の連用形「奉り」の促音便化。謙譲語・補助動詞の訳出がポイント。「かひなし」は一語の形容詞で、「無駄である」・「どうしようもない」・「甲斐がない」などと訳す。「なかなか／かひなし」を、わかりやすく言葉を補って訳すと「かえって私があなたに宿をお貸し申し上げてもその甲斐がございません」。最初に大きく三分したものをまとめると、重複したり、くどすぎる部分もあるので、統一感のある会話文訳として整えたものが《解答》に示した〈解答例〉である。なお、「べき」の訳出は、きわめて不自然な場合は省略してもよいという立場である。助動詞「む」が連体形の場合、婉曲の用法「〜のような」を100%訳出しないのと同様の考え方に立ったわけである。ただし、訳出しないことを訳のミスと考える立場もあろうから、その限りにおいては「〜はずの」などを補っておけば(不自然な日本語ではあるが)採点者には好意的評価を与えるはずである。

問4

傍線部の指示内容を問う問題。C「かかるわざ」は、直前の内容「主の尼公手づから飯匙取る／乾飯盛りて持て出で来たり」の内容をさしていると見られるから、「食事を作ったり、お給仕をしたりすること」をさしていると考えられる。「かかる」は、「かくあり」が変化してできたラ変動詞「かかり」の連体形。下に続く名詞を修飾する用法が固定しているので連体詞としてもよい。「わざ」は、現代語と違って古語に多い形式名詞の用法。「〜こと」「〜もの」「〜(する)ようす」などと訳される。直訳すれば、「このようすようす」。E「これ」は、(時頼が)「尼公が本領の上に添へ」たものであるから、「横領せし地頭が所領を没収し」の部分の名詞句に書きかえれば「横領せし地頭より没収したる所領」といったところか、これを現代語で答えれば正解となる。たとえば「尼の領地を横領した地頭から没収した領地」と書けば、詳細でわかりやすい解答例となる。

問5 空所補充の問題。空欄の部分は全て枕詞である。中世の文学作品には「道行文（＝旅の途中の光景や旅情を、七五調などの韻文で書いた文章）」など、流麗で和歌的な表現をとり込んだ散文表現が発達し、定型化するものも多い。ここもその一つで、和歌における枕詞の機能とわかり方のパターンを覚えておくといであろう。そのパターンとは三つである。①同音反復型。言葉の意味によらず、音だけを連ねていくと気づくだろう。②比喻型。言葉の持つ意味からの連想を重視する。和歌における縁語の発想とも共通する部分がある。③掛詞型。和歌の掛詞のように枕詞部分から実意への展開部分が掛詞になっているものである。この場合、空欄 a・b は①の同音反復型である。a 「麻の衣のあさましく」、b 「垣の柴のしばしばも」。空欄 c・d は②の比喻型であるが、空欄 c は、あとへの続きぐあいだけでなく前からの流れ「袖のみ濡るる。」もヒントになる。「露の身の、消えぬ」。d 「朝けの煙の心細さ」。d の比喻はなじみが薄いかもしいが、選択肢を消去していくとこれしか残らない。出題者の配慮というものである。

問6 文法の問題。係り結びはなかでも基本である。問題は本文全体から結びの用法の例外的箇所を指摘させるわけだが、探し方は、句読点の直前を中心にして、文末表現と考えられる箇所をすべて当ててゆけばよい。結びの形が平安時代の一般的な用法と異なるということ、平安時代の一般的な用法を思いうかべてみればよい。「ぞ」「なむ」「や」「か」——連体形。「こそ」——已然形。この組み合わせ通りになっていないか、「ぞ」「なむ」「や」「か」「こそ」が用いられているにもかかわらず文末が終止形のままか、いずれかと考えればよい。解答のしかたは「(1)文節で書き抜く、(2)その文節を一般的な形に改める」であるので、文節の定義を書き添えておく。文節とは、言語単位のひとつで、文を実際のことばとして不自然でない範囲内で最小に区切った場合の単位のこと。単語と文の中間に位置する単位で、その構造は、一つの自立語か、またはそれに付属語がついたものということになる。この場合「ける」は付属語なので単独で文節とはいえない。よって「明かしける」を抜き出すことになるわけである。

問7 和歌の大意説明の問題。設問文には、誰が誰に向けて詠んだ歌であるかも説明するように求めているため、和歌の内容は実質四十字程度で簡略に説明しなければならない。和歌の詠み手は「斗藪の聖」すなわち時頼禪門であり、尼に向けて「余りに哀れに覚えて」勇気づけ、激励しようと詠んだ歌であることは分脈からも容易に推察できよう。問題は和歌の大意を的確に把握することである。大学入試において和歌の内容を問う問題の場合、口語訳よりも大意を簡潔に説明するよう求めることが多い。こういう問

題は、歌の文構造、文法、比喩のとらえ方などの力が要求されているのである。ここでは、まず、歌に区切れないこと、文末が「やは」で終了する反語表現であることがポイントになるであろう。すると上句「難波潟塩干しほひに遠き月影（の）」は、尼の置かれている悲劇的な境遇、すなわち、総領某（＝地頭）によって土地が奪われかつての暮しは遠い彼方へ行ってしまったことの喩えであり、下句「また元の江にすまざらめやは」は、所領が元通り回復しないはずはない、元通りきつと住めるようになるはずだ、の意である。「月」の縁で「すむ」と言いかけ、「すむ」に「澄む」と「住む」を掛けた修辞法にも気づいてほしい。掛詞を生かした内容説明をできれば望みたい。